

議案第65号

大口町学習等共同利用施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正  
について

大口町学習等共同利用施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
を別紙のように定めるものとする。

平成27年11月26日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、地域住民による自治活動の推進を図るため、新たに拠点  
施設を指定することに伴い、この条例の一部を改正する必要があるからである。

大口町学習等共同利用施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大口町学習等共同利用施設等の設置及び管理に関する条例（昭和54年大口町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「

河北学習等供用施設	大口町河北二丁目328番地
余野学習等共同利用施設	大口町余野一丁目153番地

」を

「

河北学習等供用施設	大口町河北二丁目328番地
二ツ屋学習等共同利用施設	大口町二ツ屋二丁目68番地
余野学習等共同利用施設	大口町余野一丁目153番地

」に、

「

下小口学習等共同利用施設	大口町下小口一丁目134番地
さつきヶ丘防災センター	大口町さつきヶ丘二丁目258番地

」を

「

下小口学習等共同利用施設	大口町下小口一丁目134番地
竹田学習等共同利用施設	大口町竹田一丁目184番地
さつきヶ丘防災センター	大口町さつきヶ丘二丁目258番地

」に改

める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

大口町学習等共同利用施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
(名称及び位置) 第3条 略			(名称及び位置) 第3条 略		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
学共施設	略	略	学共施設	略	略
拠点施設	秋田学習等共同利用施設	大口町秋田一丁目174番地1	拠点施設	秋田学習等共同利用施設	大口町秋田一丁目174番地1
	豊田学習等共同利用施設	大口町堀尾跡二丁目22番地		豊田学習等共同利用施設	大口町堀尾跡二丁目22番地
	大屋敷学習等共同利用施設	大口町大屋敷二丁目48番地1		大屋敷学習等共同利用施設	大口町大屋敷二丁目48番地1
	外坪学習等共同利用施設	大口町外坪一丁目70番地		外坪学習等共同利用施設	大口町外坪一丁目70番地
	河北学習等供用施設	大口町河北二丁目328番地		河北学習等供用施設	大口町河北二丁目328番地
	二ツ屋学習等共同利用施設	大口町二ツ屋二丁目68番地			
	余野学習等共同利用施設	大口町余野一丁目153番地		余野学習等共同利用施設	大口町余野一丁目153番地
	上小口学習等供用施設	大口町上小口一丁目250番地		上小口学習等供用施設	大口町上小口一丁目250番地
	中小口地区コミュニティセンター	大口町城屋敷一丁目154番地		中小口地区コミュニティセンター	大口町城屋敷一丁目154番地
	下小口学習等共同利用施設	大口町下小口一丁目134番地		下小口学習等共同利用施設	大口町下小口一丁目134番地
	竹田学習等共同利用施設	大口町竹田一丁目184番地			
	さつきヶ丘防災センター	大口町さつきヶ丘二丁目258番地		さつきヶ丘防災センター	大口町さつきヶ丘二丁目258番地
	大口住宅集会室	大口町垣田8番地		大口住宅集会室	大口町垣田8番地
	2 略				2 略